

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 1

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「代表課等」を「代表課」に改める。

別表第1の課長専決事項に次の1項を加える。

27 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を定めること。

別表第2の総務部人事局人事課の事項第2項の課長専決事項の欄第4号中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同号の次に次の7号を加える。

(5) 法第10条第1項の規定に基づき、職員に
対し、育児短時間勤務を承認すること。

(6) 法第11条の規定に基づき、育児短時間勤務の期間の延長を承認すること。

(7) 法第12条において準用する法第5条第2項の規定に基づき、育児短時間勤務の承認を取り消すこと。

(8) 北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、子を養育するための計画の申出を受けること。

(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項の規定に基づき、職員に対し、自己啓発等休業を承認すること。

(10) 地方公務員法第26条の5第5項の規定に基づき、自己啓発等休業の承認を取り消すこと。

(11) 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成20年北海道条例第2号)第7条の規定に基づき、自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

別表第2の総務部人事局人事課の事項第3項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「昭和25年法律第261号。」を削り、同事項第5項の部次長及び局長専決事項の欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 褒章受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)に基づき、春秋褒章候補者を推薦すること。

別表第2の総務部人事局人事課の事項第7項の部次長及び局長専決事項の欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月20日閣議報告)、春秋外国人叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月20日閣議報告)及び危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)に基づき、春秋叙勲、春秋外国人叙勲及び危険業務従事者叙勲の候補者を推薦すること(中
綬章以下の候補者に限る。))。

別表第2の総務部人事局人事課の事項第7項の課長専決事項の欄中「文武官叙位進階内則(明治32年12月1日閣議決定)及び叙勲内則(明治25年12月23日制定)の規定に基づき、死没者の叙位及び叙勲の具申を行うこと」を「勲章の授与基準(平成15年5月20日閣議決定)及び高齢者に対する叙勲及び賜杯について(昭和48年5月10日内閣総理大臣決裁)に基づき、叙位、死亡叙勲、緊急叙勲及び高齢者叙勲の候補者を上申すること」に改める。

別表第2の企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室の事項を次のように改める。

総務課	1 国土利用 計画法(昭	(1) 第12条第6項の規定 に基づき、規制区域の	(1) 第12条第5項(第27 条の3第3項及び第4
-----	-----------------	------------------------------	-------------------------------

	和49年法律第92号）の施行に関する事務	指定が相当であることについて北海道土地利用審査会に確認を求めること。 (2) 第12条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域の指定の解除が相当であることについて北海道土地利用審査会の確認を受けること。 (3) 第25条（第27条の5第4項、第27条の8第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせること。 (4) 第26条（第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合におい	項（同条第5項において準用する場合を含む。）並びに第27条の6第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定された区域及び期間等を市町村長に通知するとともに、当該事項を周知させるため必要な措置を講ずること。 (2) 第12条第10項（第27条の3第3項及び第27条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等に関する調査を行うこと。 (3) 第12条第14項（同条第15項において準用する場合を含む。）において準用する同条第5項の規定に基づき、規制区域の指定を解除した旨を市町村長に通知するとともに、その旨を周知させるため必要な措置を講ずること。			て、その旨及びその勧告の内容を公表すること。 (5) 第32条の規定に基づき、第31条第1項の規定による勧告に係る遊休土地について地方公共団体等の買取りの協議者を定め、その者が買取りの協議を行う旨の勧告を受けた者に通知すること。 (6) 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定に基づき、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地について不動産鑑定士の鑑定評価を求め、当該画地の標準価格の判定をすること。	(1) 第30条の規定に基づき、同条第6号の規定による不動産鑑定業者の登録を消除すること。		
					2 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関する事務				

別表第2の企画振興部地域振興・計画局市町村課の事項の局室課の欄中「地域振興・計画局市町村課」を「地域行政局市町村課」に改め、同事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「限る」の次に「。以下この項において同じ」を、「広域連合」の次に「（2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同欄第2号中「（2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。）」を削り、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第291条の10第1項の規定に基づき、広域連合の解散を許可すること。

別表第2の企画振興部地域振興・計画局統計課の事項の局室課の欄中「地域振興・計画局

統計課」を「地域行政局統計課」に改め、同表の企画振興部地域振興・計画局計画室の事項を次のように改める。

地域づくり支援局	1 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関する事務	(1) 第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、北海道過疎地域自立促進都道府県計画を定め、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出すること。	(1) 第6条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、過疎地域自立促進市町村計画の策定について市町村からの協議を受けること。
	2 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関する事務		(1) 第8条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、山村振興計画の策定について、市町村からの協議を受け、同意すること。
	3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の施行に関する事務	(1) 第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の総合整備計画に関し、当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、総務大臣に提出すること。	(1) 第3条第1項後段（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の総合整備計画について、当該市町村からの協議を受けること。

別表第2の環境生活部生活局くらし安全課の事項第1項の課長専決事項の欄第2号中「第43条第3項」を「第40条第4項」に改め、同欄第3号中「第43条第4項」を「第40条第5項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 第40条第6項の規定に基づき、組合の貸付事業規約の設定、変更又は廃止を認可すること。

別表第2の環境生活部生活局くらし安全課の事項第4項の部次長及び局長専決事項の欄中第8号を第12号とし、第3号から第7号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を

加える。

- (3) 第14条の規定に基づき、販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (4) 第15条の規定に基づき、販売業者等に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。
- (5) 第22条の規定に基づき、販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (6) 第23条の規定に基づき、販売業者等に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。

別表第2の環境生活部生活局くらし安全課の事項第4項の課長専決事項の欄中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 第12条の2の規定に基づき、販売業者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (3) 第21条の2の規定に基づき、販売業者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

別表第2の保健福祉部保健医療局国民健康保険課の事項に次の1項を加える。

2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関する事務	(1) 第133条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合からの協議を受けること。
---	---

別表第2の保健福祉部福祉局福祉援護課の事項第11項の次に次のように加える。

12 中国残留	(1) 第14条第4項におい	(1) 第14条第4項におい
---------	----------------	----------------

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務	てその例によるものとされた生活保護法第23条第1項の規定に基づき、市町村長の行う生活保護法の施行に関する事務について、事務監査を行わせること。	てその例によるものとされた生活保護法第19条の規定に基づく支給付の決定及び実施に関すること。 (2) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第3項の規定に基づく保護施設の長の行う施設利用者に対する指導の制限又は禁止に関すること。 (3) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条及び第51条第2項（これらの規定を同法第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師を指定し、又はその指定を取り消すこと。 (4) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第53条第1項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関及び医療保護施設の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。 (5) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第63条の規定に基づき、費用の返還の額の決定に			関すること。 (6) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の規定に基づき、費用の徴収の額の決定に関すること。 (7) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定に基づき、費用の徴収の額の決定に関すること。 (8) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年社発第727号厚生省社会局通知）第3の7に基づき、関係団体と協定すること。	別表第2の保健福祉部福祉局介護保険課の事項の局室課の欄中「福祉局介護保険課」を「福祉局指導監査課」に改め、同表の経済部産業立地推進局資源エネルギー課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号を削り、同事項第2項の部次長及び局長専決事項の欄に第1号として次の1号を加える。 (1) 第45条第2項の規定に基づき、土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の損失の補償について裁定すること。 別表第2の経済部産業立地推進局資源エネルギー課の事項第2項の課長専決事項の欄第1号から第3号までを削り、同事項第3項の課長専決事項の欄第9号中「第58条の30の2第2項」の次に「及び第58条の30の3第2項」を加え、同号を同欄第10号とし、同欄第8号中「第58条の30の2第2項」の次に「及び第58条の30の3第2項」を加え、同号を同欄第9号とし、同欄第7号中「第58条の30の2第2項」の次に「及び第58条の30の3第2項」を加え、同号を同欄第8号とし、同欄第6号中「第58条の30の2第2項」の次に「及び第58条の30の3第2項」を加え、同号を同欄第7号とし、同欄第5号中「第58条の30の2第2項」の次に「及び第58条の30の3第2項」を加え、同号を同欄第6号とし、同欄第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 第22条第1項第1号の規定に基づき、指
---	--	---	--	--	---	---

定輸入検査機関を指定すること。

別表第3第2項中「支庁及び出先機関の職員に係る場合を除く」を「支庁長に係る場合に限る」に改める。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第5項第1号中「2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項中第5号を第12号とし、第4号を第11号とし、第3号を第10号とし、同項第2号中「(2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。)」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (4) 第286条第2項の規定に基づき、一部事務組合の規約の変更の届出を受理すること。
- (5) 第288条の規定に基づき、一部事務組合の解散の届出を受理すること。
- (6) 第291条の3第1項及び第5項の規定に基づき、広域連合の組織団体数の増減、事務の変更又は規約の変更を許可し、及びその旨を公表すること。
- (7) 第291条の3第3項又は第4項及び第5項の規定に基づき、広域連合の規約の変更の届出を受理し、及びその旨を公表すること。
- (8) 第291条の7第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広域計画を受理すること(2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。)
- (9) 第291条の10第1項及び第3項の規定に基づき、広域連合の解散を許可し、及びその旨を公表すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第5項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第284条第3項及び第285条の2第2項の規定に基づき、広域連合(2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)の設立を許可し、及びその旨を公表すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第11項を削り、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第14項中「第23号」を「第24号」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第18条第3項第6号の規定に基づき、野生動植物保護地区内における行為を許可すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第14項中第25号を第26号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 第31条の2の規定に基づき、特定の開発行為の許可に基づく地位の承継を承認すること(第15号及び第17号に係るもの並びに附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。)。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第20項中「(共済事業に係るもの及び)」の次に「貸付事業に係るもの並びに」を加え、同項第1号中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同項第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改め、同項第3号中「第43条第3項」を「第40条第4項」に改め、同項第8号中「第65条第2項」を「第69条」に改め、同表の支庁の本庁経済部の分掌事項第5項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6

号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (27) 登録等に関する規則第14条の規定に基づく合格証又は認定証を再交付すること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (25) 施行規則第8条の13の規定に基づき、合格証又は認定証を再交付すること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第10項に次の1号を加える。

- (18) 省令第25条の規定に基づき、聴聞の期日及び場所を公示すること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第11項中第19号を第20号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定に基づき、技能検定合格証明書の交付をすること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第13項を削り、同事項第14項中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同項第1号中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第2号中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第3号中「第5条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「第15条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「第15条第2項」を「第34条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「第16条」を「第35条」に改め、同号を同項第6号とし、同項を同事項第13項とし、同事項中第15項を第14項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第19項中「北海道企業立地促進条例」を「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(平成19年北海道条例第68号)附則第2項第2号の規定による廃止前の北海道企業立地促進条例」に改め、同項を同事項第18項とし、同事項中第20項を第19項とし、第21項を第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 21 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)の施行に関する事務

- (1) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第18条の規定に基づき、地域限定通訳案内士登録簿に登録を行うこと。

- (2) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第21条第2項の規定に基づき、地域限定通訳案内士の登録を拒否する旨の通知を行い、及び申請者の求めに応じ、職員に意見を聴取させること。

- (3) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第22条の規定に基づき、地域限定通訳案内士登録証(以下この項において「登録証」という。)を交付すること。

- (4) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、地域限定通訳案内士の登録事項の変更の届出を受理し、及び登録証の訂正を行うこと。

- (5) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づき、登録証の再交付を行うこと。
- (6) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第25条第1項の規定に基づき、登録の抹消を行うこと。
- (7) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第25条第2項の規定に基づき、登録の抹消事由に該当することとなった旨の届出を受理すること。
- (8) 第36条第2項において準用する通訳案内士法第26条の規定に基づき、地域限定通訳案内士の登録を抹消すること。
- (9) 第36条第3項において準用する通訳案内士法第33条第1項の規定に基づき、地域限定通訳案内士の懲戒処分をすること。
- (10) 第36条第3項において準用する通訳案内士法第33条第2項の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- (11) 第36条第3項において準用する通訳案内士法第34条の規定に基づき、地域限定通訳案内士に対し、必要な報告を求めること。
- (12) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成9年運輸省令第39号。以下この項において「省令」という。）第33条第3項の規定に基づき、登録申請者等に対し、住民票の抄本等を提出させること。
- (13) 省令第37条第2項の規定に基づき、登録証の返納を受理すること。
- (14) 省令第38条第3項の規定に基づき、登録抹消事由届出書を提出しようとする者等に対し、住民票の抄本等を提出させること。
- (15) 省令第39条第1項の規定に基づき、登録の抹消の処分を受けた者に対し、登録を抹消した旨の通知をすること。
- (16) 省令第39条第2項の規定に基づき、登録証の返納を受理すること。
- (17) 省令第42条の規定に基づき、聴聞の期日及び場所を公示すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第37項を第40項とし、第36項を第39項とし、第35項を第38項とし、第34項を第36項とし、同項の次に次の1項を加える。

37 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関する事務

- (1) 第4条第5項又は第9項の規定に基づき、市町村が定めようとする被害防止計画の協議に関すること。
- (2) 第4条第10項の規定に基づき、被害防止計画の報告に関すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第33項を第35項とし、第32項を第33項とし、同項の次に次の1項を加える。

34 農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年18農振第1778号農村振興局長及び生産局長通知）の施行に関する事務

- (1) 第5の9の(4)及び(7)の規定に基づき、生産計画に対する意見を市町村長に通知すること。

- (2) 第5の11の(2)の規定に基づき、実施状況の確認結果を市町村長に通知すること。
別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第31項を第32項とし、第17項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 家畜飼料特別支援資金の融通に関する事務

- (1) 家畜飼料特別支援資金融通事業実施要領（平成19年19農畜機第211号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）第4の2に定める畜産経営生産性向上計画を承認すること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第3項第7号中「水産動植物」の次に「（さけ及びますを除く。）」を加え、「さけ、ます及びひめますを採捕の対象とするもの、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「除く。）」の次に「及び許可証に記載された事項について変更を許可すること並びに許可証の書換え交付を行うこと（許可申請者が道外に住所を有するもの及び2以上の支庁の所管区域にわたるものに係るものを除く。）」を加え、同事項中第31項を第32項とし、第17項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、同事項第16項に次の1号を加え、同項を同事項第17項とする。

- (13) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の15の規定に基づき、植栽の義務の例外を認めること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項中第15項を第16項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）の施行に関する事務（漁業経営安定対策事業に係るものに限る。）

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、漁業経営の改善計画を認定すること。
- (2) 第15条第1項の規定に基づき、漁業経営の改善計画の実施状況について必要な報告を受けること。
- (3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号。以下この項において「政令」という。）第3条第1項の規定に基づき、改善計画の変更を認定すること。
- (4) 政令第3条第3項の規定に基づき、改善計画の認定を取り消すこと。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項に次の2項を加える。

15 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する事務

- (1) 第16条第1項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出を受理すること。
- (2) 第16条第2項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出の変更の届出を受理すること。
- (3) 第16条第3項の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な措置をとることを勧告

すること。

(4) 第16条第5項後段の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知を受理すること。

(5) 第16条第6項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体に対し、協議を求めること。

(6) 第17条第1項の規定に基づき、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を命ずること。

(7) 第17条第4項の規定に基づき、同条第2項の期間を延長することを通知すること。

(8) 第17条第7項の規定に基づき、必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況について報告をさせ、又は職員に、当該建築物の敷地等に立ち入り、当該特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させること。

(9) 第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文の期間を短縮すること。

16 北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号）の施行に関する事務

(1) 第21条の規定に基づき、市町村長の意見を聴くこと。

別表第4の児童相談所の事項に次の1項を加える。

2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務

(1) 第12条の4第1項の規定に基づき、つきまとい等をしてはならないことを命ずること。

(2) 第12条の4第2項の規定に基づき、命令の期間を更新すること。

(3) 第12条の4第3項の規定に基づき、聴聞を行うこと。

(4) 第12条の4第4項の規定に基づき、命令書を交付すること。

(5) 第12条の4第6項の規定に基づき、命令を取り消すこと。

別表第4の土木現業所の事項第9項中「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に改め、同事項に次の2項を加える。

34 景観法の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

(1) 第16条第1項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出を受理すること。

(2) 第16条第2項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出の変更の届出を受理すること。

(3) 第16条第3項の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な措置をとることを勧告すること。

(4) 第16条第5項後段の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知を受理すること。

(5) 第16条第6項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体に対し、協議を求めること。

(6) 第17条第1項の規定に基づき、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を命ずること。

(7) 第17条第4項の規定に基づき、同条第2項の期間を延長することを通知すること。

(8) 第17条第7項の規定に基づき、必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況について報告をさせ、又は職員に、当該建築物の敷地等に立ち入り、当該特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させること。

(9) 第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文の期間を短縮すること。

35 北海道景観条例の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

(1) 第21条の規定に基づき、市町村長の意見を聴くこと。

別表第5第2項第7号中「（建築基準法第4条の建築主事を置く市の区域に係るものを除く。）」を削る。

別表第6の苫小牧地方環境監視センター所長の決裁事項の項を削り、同表の道立病院長の決裁事項の項中「副院長」の次に「（2人以上置かれている場合は、院長の定める順序による。）」を加え、同表の高等技術専門学院長の決裁事項の項中「2人以上置かれている場合は、学院長の定める順序によるものとする。）」を削り、「庶務課長」の次に「とする。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項に2項を加える改正規定及び同表の土木現業所の事項の改正規定（同事項に2項を加える部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

